

三労発基0422第2号
平成25年4月22日

関係団体あて

三 重 労 働 局 長

「陸上貨物運送事業における荷役作業の 安全対策ガイドライン」について

平素より安全衛生行政の推進につきまして、ご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における休業4日以上の死傷労働災害（以下「労働災害」という。）については、全国において平成元年以降、13,000人台から17,000人台で推移しており、労働災害全体が減少する中、その占める割合は、平成元年の7.9%から平成23年は12.6%へと上昇しており、当局管内においても同様の動向を示しております。

全国における陸運業の労働災害の内訳を見ると、交通労働災害は全体の約7%であるのに対し、荷役作業時の労働災害は約70%となっており、陸運業における労働災害の発生件数を減少させていくためには、荷役作業の安全対策について、一層の取組が必要になっています。

また、荷役作業時の労働災害の発生場所は、約70%が荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場となっていることから、陸運業の事業者（以下「陸運事業者」という。）はもとより、荷主等においても、陸運事業者の労働者が行う荷役作業の安全確保に協力する必要があります。

こうした点を踏まえ、厚生労働省において、別紙のとおり「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」が新たに策定され、陸運事業者の労働者が行う荷役作業における労働災害を防止するために、陸運事業者及び荷主等のそれぞれが実施する事項等を取りまとめられていますので、会員事業場等に周知を図るとともに、本ガイドラインに基づく荷役作業の安全対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、本通達をもって、平成23年7月12日付け三労発基第615号「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」は廃止します。